入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所執行官室（０７８－３４１－２１３０）までお問い合わせください。

令和　８年（ケ）第３００２１号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２４日
神戸地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　細　見　隆　斗

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　９日から 令和　８年１２月１６日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２２日　午前１０時００分 神戸地方裁判所売却場(1階)
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１２日　午後　２時００分 神戸地方裁判所第３民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２４日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 460, 000 1, 168, 000	一括	292, 000	20, 383	6, 463
1	490, 000				
2	970, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第３００２１号

物　件　目　録

１　所　　在　　明石市大久保町江井島字島

　　地　　番　　４６５番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４６．５４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

２　所　　在　　明石市大久保町江井島字島４６５番地１

　　家屋　番号　　４６５番の１の１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　７１．５０平方メートル
　　２階　　４０．９２平方メートル

（現況）

　　床　面　積　　１階　　約８０平方メートル
　　２階　　約５３平方メートル

（未登記附属建物）

　　種　　類　　物置

　　構　　造　　コンクリートブロック造陸屋根平家建

　　床　面　積　　約１４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

令和　8年（ケ）第３００２１号

物　件　明　細　書

令和　8年１０月１６日
神戸地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　細　見　隆　斗

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件共有者らが占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
隣地（地番４６５番４）との境界が不明確である。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和８年（ケ）第３００２１号

物　件　目　録

１　所　　在　　明石市大久保町江井島字島

　　地　　番　　４６５番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４６．５４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

２　所　　在　　明石市大久保町江井島字島４６５番地１

　　家屋　番号　　４６５番の１の１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　７１．５０平方メートル
　　２階　　４０．９２平方メートル

（現況）

　　床　面　積　　１階　　約８０平方メートル
　　２階　　約５３平方メートル

（未登記附属建物）

　　種　　類　　物置

　　構　　造　　コンクリートブロック造陸屋根平家建

　　床　面　積　　約１４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

令和８年(ケ)第３００２１号
令和８年　７月　９日受理
令和８年　８　月　20日提出

現況 調査報告書

神戸地方裁判所
執行官　佐　藤　彰　彦

(注)　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第３００２１号

物　件　目　録

１　所　　在　　明石市大久保町江井島字島

　　地　　番　　４６５番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４６．５４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

２　所　　在　　明石市大久保町江井島字島４６５番地１

　　家屋　番号　　４６５番の１の１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　７１．５０平方メートル
　　２階　　４０．９２平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	明石市大久保町江井島４６５番地
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１　）□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置略図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地共有者　　□その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を共有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： ■床面積：１階約８０㎡　２階約５３㎡
物件目録にない附属建物	□ない ■ある ┬ 種　類：物置 　　├ 構　造：コンクリートブロック造陸屋根平家建 　　└ 床面積：約１４㎡
占有者及び占有状況	■建物共有者　　□その他の者 上記の者が本建物を、居宅(空き家)　として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある ┬ 地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 　　└ 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置略図のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■債務者兼所有者Ａ	1　本件建物は父が住んでいましたが、亡くなって現在空き家です。 2　西側隣接地の所有者は、遠い親戚だと聞いていますがよく分かりません。境界のことも分かりません。 3　南側にある未登記の物置は、父の先代が建てたと思いますが時期は分かりません。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

1　本件物件の状況は、公図、建物図面（各階平面図）及び添付した写真のとおりである。

2　本件土地の西側境界は判然としない。本件建物と西隣の建物の互いの軒が一部重なっている。また、本件土地は、本件建物の建築後に４６５番１から分筆されていることから、本件建物の庭園の造作物は西側隣地（４６５番４）にまで及んでいると見られる。

3　南側にある物置について、Ａの陳述によると建築時期は不明ということであるが、本件土地が物置の南側でそれに沿うように分筆されていることから、本件土地が分筆された昭和４１年７月２２日には存在していたと思われる。また、４６５番１には現存する家屋番号４６５番１の３とは別に２２４番という建物登記があり、その符号３の物置が面積的に見て本物置と床面積が近いが、登記簿上木造瓦葺で構造が違うことから、本件建物を昭和３６年に建築し、その後分筆された昭和４１年までの間にＡの父によって建てられた別の建物であると認められるため、未登記附属建物と認定する。

4　本件建物内部は以下のとおり

①　１階の玄関付近と和室はリフォームされているが、２階は古いままでほとんど手がつけられていないように見えた。

②　床の傾きが１，２階に複数感じられた

③　２階の土壁にヒビが入り、落下しかけている。

④　１，２階の天井に雨漏りのシミが複数見られた。

上記以外にも全体的に経年劣化が見られた。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年７月１０日(金) 9:05-9:30	神戸地方法務局明石支局	公図及び登記簿謄本交付申請（受領）
令和８年７月２１日(火) 19:47-19:58	物件所在地	物件確認、占有調査、外観写真撮影、隣のＡ宅に立入調査期日通知書を投函（返信用 110 円）
令和８年７月２２日(水) 12:40-12:47	執行官室（電話発信）	Ａから聴取調査
令和８年７月２９日(水) 9:50-10:33	物件所在地	物件立入調査、評価人同行、写真撮影

（特記事項）

□　令和　　年　月　日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人　及び解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和８年７月２９日

目的物件は不在であったが、解錠の必要がなかったので、立会人Ｃを立ち会わせて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　月　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

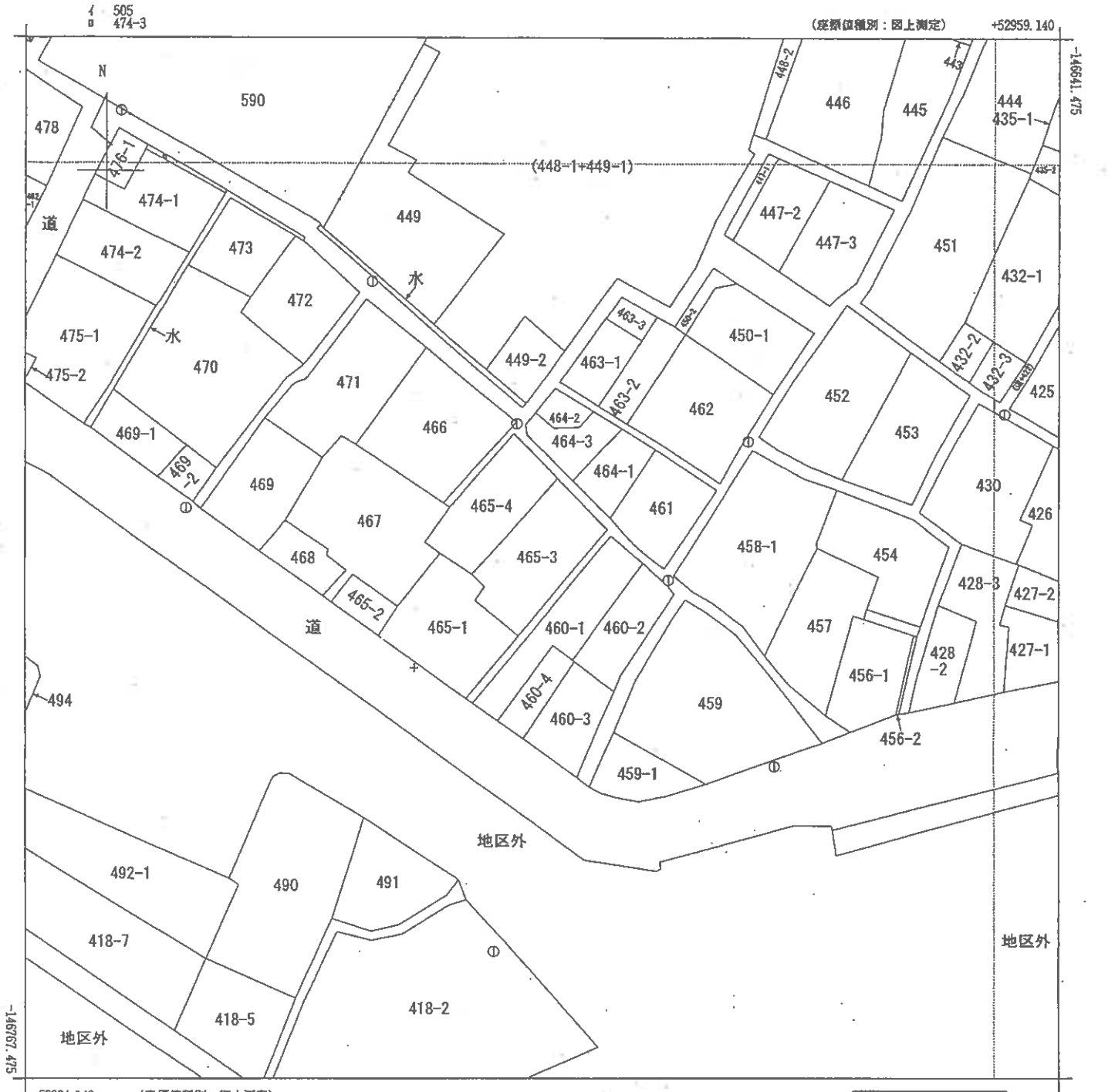

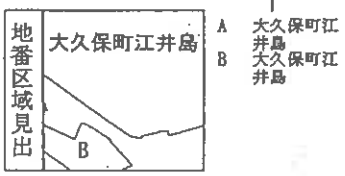

請求部分	所在	明石市大久保町江井島字島				地番	465番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和47年2月			備付年月日(原図)				補記事項		

本図面はＡ３版をＡ４版に縮小したものである

請求番号：4-1
(1/1)

（6 枚目）

公用

公用

登記年月日：昭和36年5月26日

26

各階平面図

縮尺	1/200	家屋番号	466-1-1

建物の所在	明石市大久保町江井島字島466-1

符号	階数	床面積	符号	階数	床面積
主	弐階建	1階 2階 [redacted]			

壱階

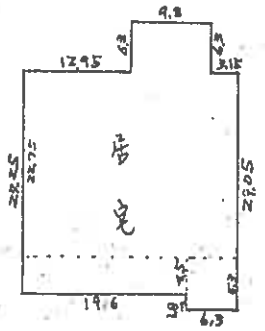

弐階

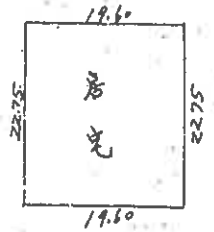



壱階求積表

25.90 × 22.75 = 589.225
9.80 × 6.30 = 61.74
19.60 × 4.50 = [redacted] 88.20
6.30 × 6.30 = 39.69
計 [redacted] 778.855
1/36 [redacted] 21.63

弐階求積表

22.75 × 19.60 = 445.90
1/36 12.38坪

作製年月日	作製者	申請人
昭和36年5月18日	[redacted]	[redacted]

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

建物図面

家屋番号	466-1-1

建物の所在	明石市大久保町江井島字島466-1
附属建物の符号	縮尺 1/300

36.5.26

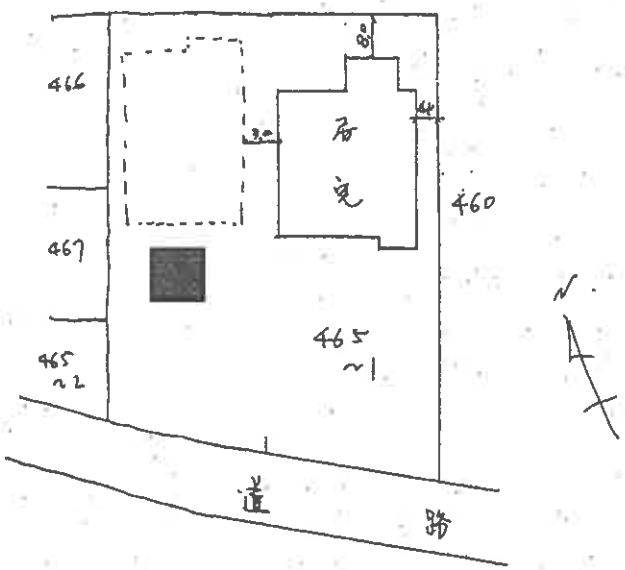

作製年月日	作製者	申請人
昭和36年5月18日	[redacted]	[redacted]

173043

（7 枚目）

請求番号：4-3

※境界は判然とせずよく分からなかった

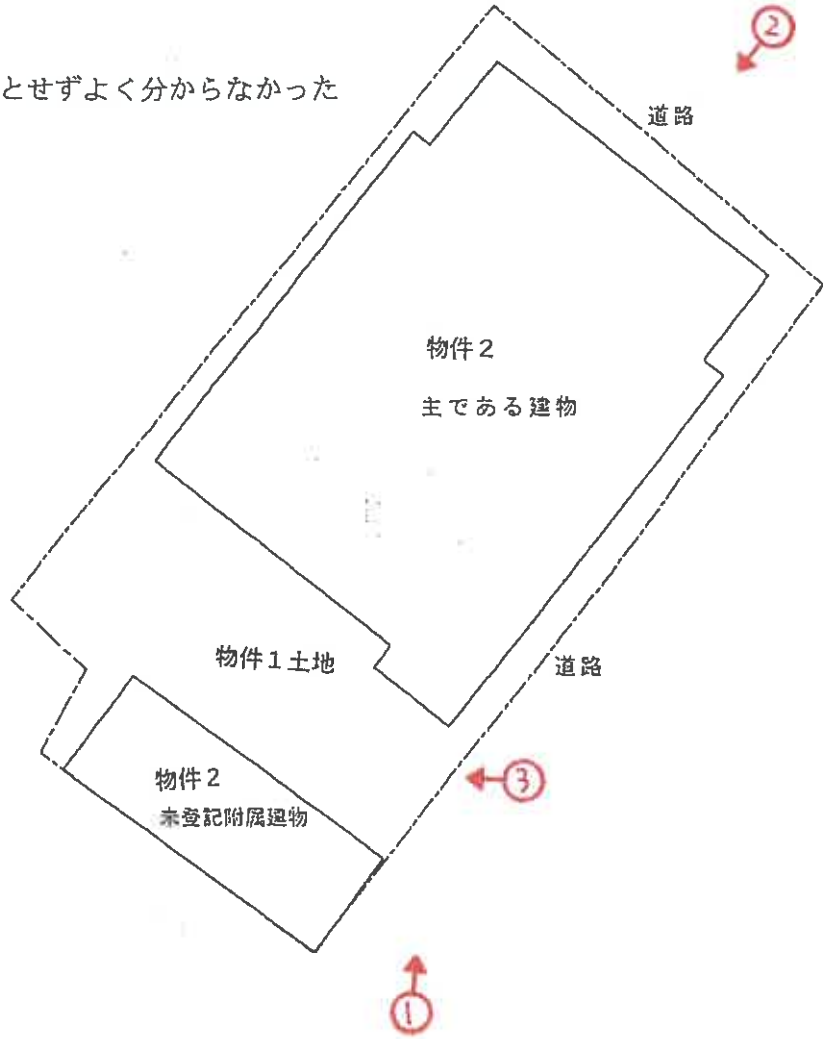

土地建物配置略図

※土地建物の概ねの配置の略図であり、
境界・形状・位置等を明示するものでは無く、
それらについて正確性を担保するものでは無い。

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

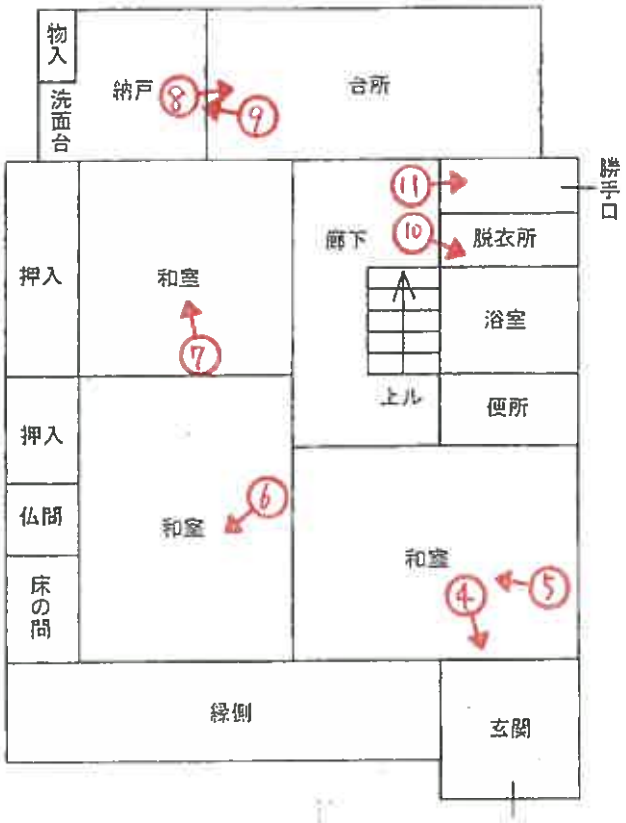

1階

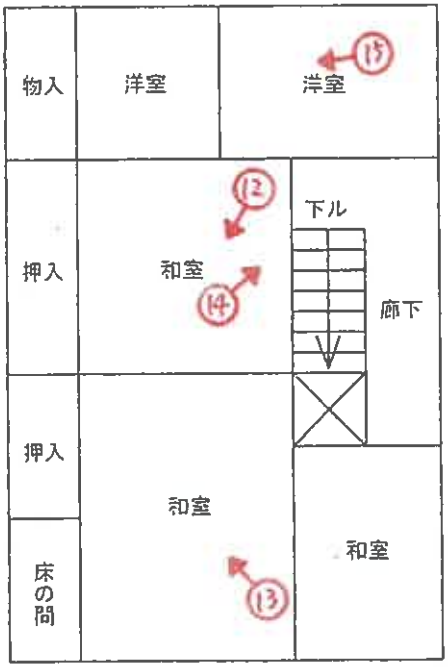

2階

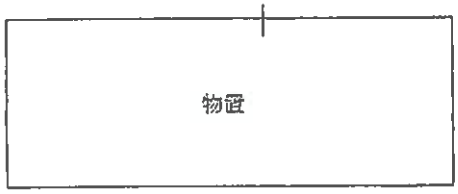

未登記附属建物

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

建物間取略図

(9 枚目)



1



2



3

（10　枚目）



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14

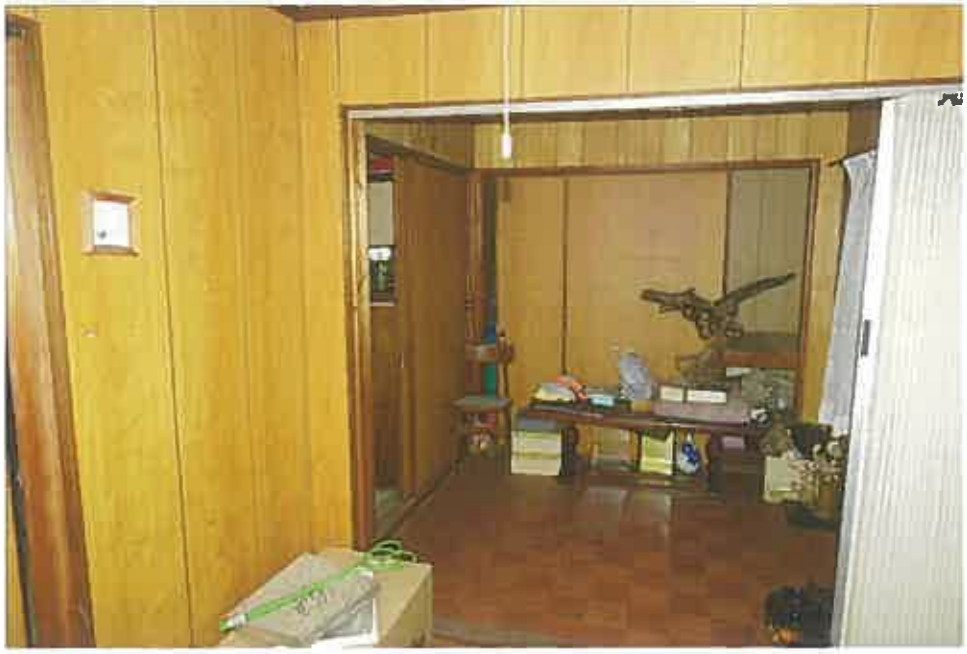

15

令和 8 年 （ケ） 第 30021 号
令和 8 年 7 月 29 日現地調査
令和 8 年 8 月 27 日評　　価

神戸地方裁判所
第三民事部　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

橋本　明人

第１　評価額

一　括　価　格	
金1,460,000円	
内　訳　価　格	
物件１(土地)	金490,000円
物件２(建物)	金970,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	・特記事項欄参照
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	所在：物件１（地番465番3）の土地とみられる 床面積：１階約80㎡・２階約53㎡ 附属建物がある（下記特記事項欄参照）。
	特記事項		
	・境界は判然とせず、地積も判然としない（登記によれば登記地積は国土調査による成果によるものであるが、現地において境界はよく分からず判然とせず、地積も判然としない）。 ・附属建物について、種類：物置、構造：コンクリートブロック造陸屋根平家建、床面積約14㎡		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　（物件１）

位置・交通	山陽電鉄線　江井ヶ島駅の南西方　約1ｋｍ（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	住宅・お寺・水産関係の施設等がみられる。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第１種住居地域 60％ 200％ 建築基準法第22条区域 第４種高度地区、宅地造成等工事規制区域、周知の埋蔵文化財包蔵地（魚住古窯群遺跡）
画地条件	登記記載数量146.54㎡のやや不整形地	
接面道路の状況	北東側　約1m里道（下記を除く大部分が建築基準法上の道路では無い） ※なお、北端が建築基準法第42条2項道路に接するとみられるが、当該２項道路とは2m以上は接面していないとみられ、物件地は建築基準法の接道義務を満たしていないとみられるので、ご注意。 ほか南東側にも幅約0.9m程度の道が見られたが、当該道も建築基準法上の道路では無い。	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地とみられる	
供給処理施設	上水道　　あり ガス配管　　あり 下水道　　あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・境界等判然としなかった。北西側隣接地465番4とは庭の造作が連続しているとみられ、本件建物と北西側隣家の軒が一部重なっており、いずれがはみ出して建てられているものかは判然としない。	

2　建物の概況及び利用状況等　（物件２）

区　分	主である建物 （附属建物は「特記事項」に記載）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　昭和36年5月15日 新築 経過年数　65 年程度 経済的残存耐用年数　対象建物は経済的耐用年数を満了している
仕　様	構　造　：　木造 屋　根　：　瓦葺 外　壁　：　吹付等 内　壁　：　クロス壁等 天　井　：　板貼り等 床　：　タタミ等 設　備　：　特にない その他：　ＬＰガスのメーターが見受けられた
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　居宅 間取り：附属資料建物間取略図のとおり
品　等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・市建築安全課のデータ検索では物件建物の建築確認は見当たらなかった。主である建物の１階約80㎡と附属建物約14㎡の合計を物件１の登記記載地積で除した計算では指定建ぺい率60％を超過している。 ・床の傾きが複数感じられ、雨漏り痕とみられるシミが複数見られるなど老朽劣化している。 ・前述の附属建物（物置）があるが、老朽化している。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	61,300	0.35	146.54	0.80	2,520,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　　(明石－1)

公示価格等(円/㎡) 時点修正　　標準化補正　　地域格差　　標準画地価格(円/㎡)

81,800 × 103/100 × 100/101 × 100/136 ≒ 61,300

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位等（1.01）

◇地域格差：　街路条件　　接近条件　　環境条件　　行政条件　　格差率

100/108 × 100/107 × 100/115 × 100/102 ≒ 100/136

イ 個別格差：殆どが建築基準法上の道路では無く北端の２項道路と接するとみられる部分も僅かで建築基準法の接道義務を満たしていないとみられること、道路幅かなり狭い等(0.35)

ウ 地　　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2)　建物価格(物件２)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
主である建物	170,000	約　133	0.02	450,000
附属建物	80,000	約　14	0.02	20,000
計				470,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了していることなどから、現価率を２％と査定

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1)　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ
1	2,520,000	0.60	法定地上権	1,510,000

(2)　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,520,000	-1,510,000		0.70	0.70	490,000
2	470,000	+1,510,000	1.00	0.70	0.70	970,000
一括価格（合計）						1,460,000

ウ 占有減価修正：　必要なし

エ 市場性修正：　再建築不可乃至は困難とみられる、境界等判然としない等

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（明石－1）

所在	：	明石市大久保町西嶋字大歳９３７番２
価格	：	81,800円/㎡
位置	：	山陽電鉄線「西江井ヶ島」駅より道路距離350m
価格時点	：	令和８年１月１日
地積	：	247㎡
供給処理施設	：	水道、ガス、下水
接面街路	：	東側幅員6m市道に接面
用途指定等	：	第１種住居地域（建ぺい率60％，容積率200％）
地域の概要	：	中小規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

２　固定資産税評価額（令和8年度）

物件１：	4,192,900円
物件２：	757,200円

第７　附属資料

１　対象不動産等の所在位置略図
２　公図写
３　建物図面・各階平面図写
４　土地建物配置略図
５　建物間取略図
６　現況写真

以　上

令和　８年（ケ）第３００２１号

物　件　目　録

１　所　　在　　明石市大久保町江井島字島

　　地　　番　　４６５番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４６．５４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

２　所　　在　　明石市大久保町江井島字島４６５番地１

　　家屋　番号　　４６５番の１の１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　７１．５０平方メートル
　　２階　　４０．９２平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

地理院地図
GSI Maps

※対象不動産等の所在位置略図(国土地理院地図を基に加筆・作成)





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	大久保町江井島

請求部分	所在	明石市大久保町江井島字島				地番	465番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和47年2月			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方法務局明石支局管轄)

令和8年5月13日

宇都宮地方法務局

登記官 [redacted]

請求番号：23-1

(1/1)

公図写

縮小版

登記年月日：昭和36年5月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局明石支局管轄）
令和8年5月13日　宇都宮地方法務局

登記官

[redacted]

各階平面図

縮尺	1/200	家屋番号	466-1-1

建物の所在	明石市大久保町江井島字島466-1

符号	階数	床面積	符号	階数	床面積
1	弐階建	1階 2階 [redacted]			坪

壱階



弐階



壱階求積表

25.90 × 22.75 = 589.225
9.80 × 6.30 = 61.74
19.60 × 4.50 = [redacted] 88.20
6.30 × 6.34 = 39.59
計 [redacted] 778.855
1/36 [redacted] 21.63

弐階求積表

22.75 × 19.60 = 445.90
1/36 12.38坪

作製年月日	作製者	申請人
昭和36年5月18日	[redacted]	[redacted]

建物図面

家屋番号	466-1-1

建物の所在	明石市大久保町江井島字島466-1
附属建物の符号	縮尺 1/300

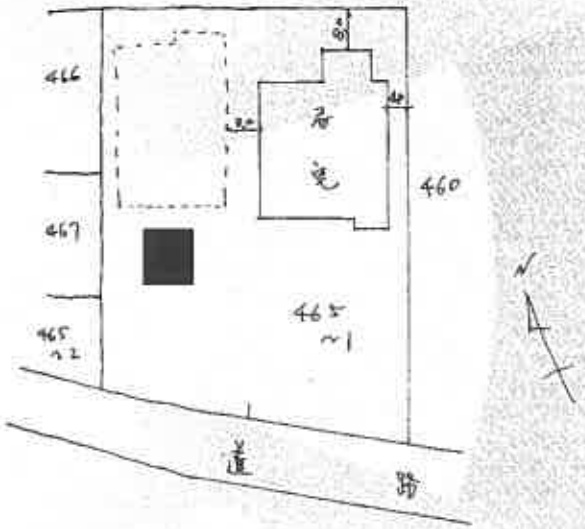

作製年月日	作製者	申請人
昭和36年5月18日	[redacted]	[redacted]

36.5.26

173043

縮小版

地図整理番号：859564

※境界は判然とせずよく分からなかった

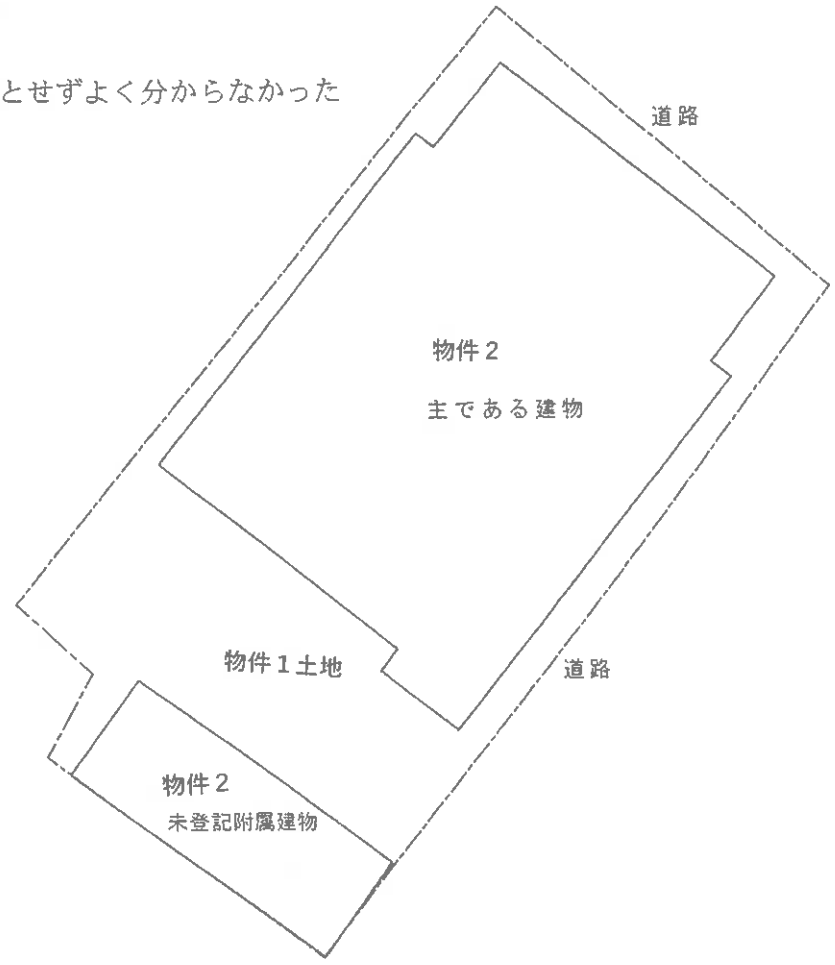

土地建物配置略図

※土地建物の概ねの配置の略図であり、
境界・形状・位置等を明示するものでは無く、
それらについて正確性を担保するものでは無い。

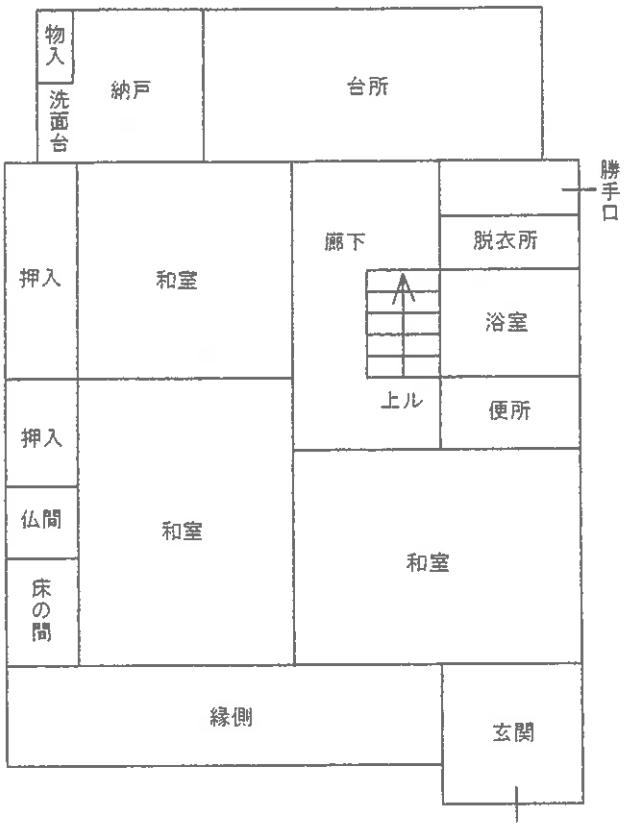

1階

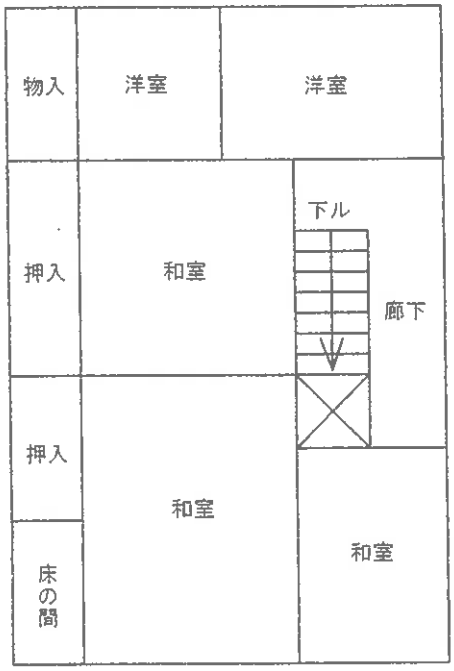

2階

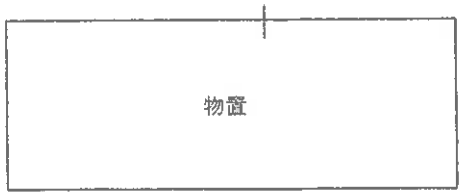

未登記附属建物

建物間取略図





現況写真